



会社勤めをして、
社会保険、労働保険に加入することになりました。
卒業して就職しました。

Q 働保険の加入が必要と聞いています。自分が加入しているか不安です。確認する方法はありますか。

A 今春、大学を卒業して就職しました。会社勤めをしました。場合には社会保険、労働保険に加入することになります。これは労働保険の加入が必須です。

労働保険は事業主の加入責任

労働保険とは労災保険（仕事中および通勤中の事故に対する補償）と雇用保険（失業した時の生活保障）を総称したものです。労働者を1人でも雇用していくれば、労働保険の適用となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。（農林水産の一部を除く）事業主には労働者が安心して働けるよう労働保険の加入が義務付けられていますが、中には労働保険制度への理解不足、事務処理の点は下記へ。

労働保険について説明します。労働保険は事業主の故意により未加入となる場合があります。厚生労働省では、労働保険の加入は事業主の故意により未加入となる場合があります。労働保険料の適正徴収に努めているところです。

労働保険の加入はインターネットで確認することができます。厚生省のホームページから「労働保険適用事業場検索」サイトを利用してください。労働保険に関する不明な点は下記へ。

鳥取労働局総務部労働保険窓口 電話 0857-29-1702